令和８年度
第１回札幌市子ども・子育て会議

会　　議　　録

日　時：2026年９月14日（月）10時開会
場　所：ホテルポールスター札幌２階メヌエット

１．開　　会

○事務局（二渡子ども企画課長）

皆さんおはようございます。定刻よりも若干早いですが、皆さんお揃いでございますので、早速始めさせていただきたいと思います。

ただいまより、令和８年度第１回札幌市子ども・子育て会議を開催させていただきます。本日は、皆様大変お忙しい中、朝早くからお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私、事務局を務めております、札幌市子ども未来局子ども企画課長の二渡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、３点、連絡事項がございます。

１点目は、当会議の公開についてでございます。本会議は、札幌市情報公開条例第21条に基づき、公開で実施することとしており、本日は会場に傍聴席を設けております。

２点目は、委員の皆様の出席状況についてでございます。本日、欠席のご連絡を、菊地委員、國枝委員、林川委員よりいただいてございます。したがいまして、現段階の参加委員数は29名中26名となってございまして、過半数を上回っておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

３点目に本日の資料でございます。事前にお送りした資料は、資料の１－１から１－２、１－３、資料の２まで、全４種類となってございます。資料の不足等がありましたら、お申しつけください。

連絡事項については以上でございます。

次に、昨年度、委員改選後に交代のあった６名の委員をご紹介いたします。

お名前を呼ばれた方は、恐れ入りますがその場でご起立いただければと思います。

北海道警察本部生活安全部少年課少年サポートセンター所長、梅田秀典委員でございます。

札幌市小学校長会会長、関根治彦委員でございます。

札幌市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会代表幹事、田中敦委員でございます。

札幌商工会議所ビジネスキャリアセンター部長、田邊敦委員でございます。

札幌市私立幼稚園連合会会長、丸谷雄輔委員でございます。

北海道子育て支援ワーカーズ代表理事、渡邉みちよ委員でございます。

以上、６名の方が新たに委員に就任してございます。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局の部長職を紹介いたします。

子ども育成部長の前田です。

子育て支援部長の札場です。

母子保健担当部長、安田です。

支援制度担当部長、山縣です。

児童相談所長の宮本です。

東部児童相談所長、山形です。

事務局職員の紹介は以上でございます。

それでは、会議の開催に当たりまして、子ども育成部長の前田からご挨拶を申し上げます。

○事務局（前田子ども育成部長）

皆様おはようございます。改めまして、札幌市子ども未来局子ども育成部長の前田でございます。

本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃から様々な場面で、札幌市の子ども・若者、子育

て施策に対しまして、多大なるご尽力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして感謝申し上げます。
　札幌市では、この会議でご議論いただき、令和７年３月に「第５次さっぽろ子ども未来プラン」を策定いたしまして、子ども・若者、子育て当事者を支援するための各種施策を展開しております。
　最近では、今年８月１日に、世界的建築家であります安藤忠雄氏が設計、建築して北海道大学に寄附をされました、子ども向け図書施設であります「こども本の森札幌・北大」がオープンしておりまして、この施設の運営を札幌市が担っております。
　このほか、子どもの特性を早期に発見し、支援につなげていくための「５歳児発達サポート健診事業」など、新たな取組も実施しているところでございます。
　本日の会議は、「第５次さっぽろ子ども未来プラン」の初年度であります令和７年度の各事業の実施状況についてご報告をさせていただきます。限られた時間でございますが、委員の皆様には、専門的かつ多方面からご審議をいただき、忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（二渡子ども企画課長）
　それでは、ここからは藤原会長に議事進行をお願いいたします。藤原会長お願いいたします。

２．議　　事

○藤原会長
　皆様おはようございます。北星学園大学の藤原と申します。ここから議事を担当させていただきますのでよろしくお願いいたします。
　それでは、議事（１）第５次さっぽろ子ども未来プラン令和７年度実施状況について、事務局より説明お願いいたします。

○事務局（二渡子ども企画課長）
　それでは、第５次さっぽろ子ども未来プラン令和７年度の実施状況について、私の方からご説明をさせていただきます。
　説明につきましては、前半で資料の１－１「令和７年度実施状況報告書〈総括〉」につきまして、また後半では、資料１－３「札幌市子ども・子育て支援事業計画」について、分けて説明を行います。
　まず初めに、資料の１－１、３ページをご覧ください。
　この第５次さっぽろ子ども未来プランでございますが、「子どもの権利に関する推進計画」、また、「市町村こども計画」などを包括した計画として策定したものでございまして、本市の各分野の個別計画との整合性を図りながら、子ども・若者・子育て当事者への支援について総合的に計画を推進することとしているものでございます。
　次に、５ページをご覧ください。
　本計画から、「市町村こども計画」の位置づけを追加してございます。これにより、子どもの権利保障や、子ども・若者への施策、貧困世帯やひとり親家庭を含めた子育て当事者への施策をより一体的に推進しております。また、これに伴いまして、本計画から、「札幌市子どもの貧困の解消に向けた対策計画」及び「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」を統合してございます。
　次に、８ページ、２、計画の進行管理・評価をご覧ください。
　本計画では、実施状況について、客観的な視点から点検・評価し、施策や事業の更なる充実につなげていく指針として、「計画全体の成果指標」と「各基本目標の基本施策ごとの成果指標」を設定してございます。本計画に基づく事業や取組については、これ

らの成果指標も含め、毎年度、札幌市子ども・子育て会議や札幌市子どもの権利委員会に報告し、点検・評価を受けることとしております。
以上が第５次さっぽろ子ども未来プランの概要でございます。
続いて、９ページをご覧ください。
令和７年度の実施状況を報告する前に、先ほど触れました「各基本目標の基本施策ごとの指標」のうち２項目について、数値の変更に関するお知らせがございます。
一つ目は、基本目標２における基本施策１「子どもの誕生前から幼児期までにおける環境の充実」の指標でございます、「18歳以下の子がいて、妊娠・出産や子育てについて相談相手や情報収集手段がある親の割合」についてでございます。こちらの指標の数値につきまして、現行では当初値76.3％としていたところでございますが、こちらを91.2％に変更することといたします。
この変更の理由については、10ページをご覧ください。
この該当の指標につきましては、18歳以上を対象とした市民向け調査について状況を確認しております。
調査では、「妊娠・出産や子育てについて悩んだとき、あなたには、家族や友人・知人、各種子育て相談窓口などの相談相手や情報収集手段がありますか」という質問を行いまして、これに対して、「いる（ある）」と回答した方の数を指標の数値としてございました。しかし、この全体の数字では18歳以下のお子さんがいない方も母数に含まれてしまっておりましたため、回答者のうち18歳以下のお子さんがいる方の数値を抽出することにより、より正確な状況を把握したいという趣旨でございます。
これを踏まえて、改めて数値を算出しましたところ、当初値につきましては91.2％となりましたので、これを当初値と改め、今後の数値の動向を確認してまいります。
なお、目標値につきましては、令和６年度、令和７年度の数値の動向を踏まえまして、92.0％を維持するとしたいと考えてございます。
続いて、９ページにお戻りください。
数値を変更するもう一つの指標でございます。基本目標２における基本施策２「学童期・思春期における環境の充実」の指標でございます、「近所や地域とのつながりがある子どもの割合」についてでございます。こちらの指標につきましては、現行では当初値を57.0％、目標値を65.0％としてございますが、こちらを当初値82.1％、目標値を90.0％に変更したいと考えてございます。
変更の理由につきましては、11ページをご覧ください。
こちらの指標につきましては、市内在住の小学校４年生から18歳までの方を対象とする調査にて状況を確認しております。
調査では、「あなたは、今の札幌市では、子どもを対象とした参加の取組や環境が十分にあると思いますか」という質問に対しまして、複数項目から選択する形式で回答いただき、そのうち、「地域や近所とのつながり」の項目において、「十分にある」「少しある」と回答した割合を指標の数値として計上してございました。
しかし、こちらの同じ調査の中で、「あなたは、地域の人たちとどのような関わりがありますか」という質問を行っておりまして、こちらの設問の方が、回答する子ども自身に、近所や地域とのつながりが実際にあるかどうかが分かる数値としてより適切ではないかと考えたところでございます。
この変更によりまして、この指標の当初値は82.1％となります。本計画の策定時、令和11年度目標値を65.0％としてございましたが、当初値が目標値を上回ってしまうことから、目標値についても再設定をいたしまして、90.0％に変更したいと考えてございます。
指標の数値の変更については以上２点でございます。
続いて、４、指標の状況と評価に移ります。13ページをご覧ください。

こちらは、計画全体の指標、「子どもが大切にされている社会だと思う人の割合」の状況についてでございます。表の中段をご覧ください。指標とする「大人」の数値についてでございますが、令和７年度は37.3％となりました。

表の上段「子ども」の数値につきましては、当初値はございませんでしたが、令和７年度に調査を実施し、78.4％と確認をしてございます。

こちらの評価につきましては、14ページをご覧ください。

「子ども」の数値は当初値がないため、令和７年度数値を基準といたしまして、今後、数値の動向を確認していく予定でございます。「大人」の数値につきましては、当初値より1.8ポイント上昇してございまして、僅かに改善傾向が見られたところでございます。

これにつきまして、子育て世帯向けに行った同様の調査がございまして、こちらの調査の中で、「子どもが大切にされているまちだと思わない」と回答した方へその理由を尋ねましたところ、「子育て当事者への支援不足」あるいは「子どもが安心して遊んだり過ごしたりできる居場所の不足」を挙げた方が５割を超えている状況でございました。

こうした結果を踏まえまして、今後の方向性として、引き続き、子育て当事者の経済的不安や孤立感の解消など、日常生活に直結する支援や、子育て支援関連情報の効果的な発信を進めるとともに、子ども・若者が安心安全に過ごし遊べる居場所づくりの取組を行ってまいりたいと考えております。

次に、基本目標の基本施策ごとに設定している指標の状況についてでございます。こちらは全体の指標数、数の方が多いものですから、当初値と令和７年度数値を比較した傾向と主な指標についてご説明をさせていただきます。

まず、16ページをご覧ください。

全14項目ある指標のうち、改善傾向が６項目、悪化傾向が８項目という結果となりました。

次に、17ページをご覧ください。

本計画から統合いたしました「札幌市子どもの貧困の解消に向けた対策計画」及び「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」に当たります二つの基本施策の指標については、先ほどの14項目とは別に設定をしてございます。

このうち、「子どもの貧困の解消に向けた対策」の指標につきましては、改善傾向が２項目、悪化傾向が２項目、また、「ひとり親家庭への支援の充実」の指標につきましては、改善傾向が５項目、悪化傾向が10項目となりました。

続きまして、これらのうち、改善傾向、悪化傾向となりました主な指標をご紹介いたします。18ページをご覧ください。

改善傾向にありました指標はご覧のとおりでございまして、「自分には様々な可能性があると思う」若者の割合、「自分が必要とされている」と感じる児童生徒の割合、「近所や地域とのつながりがある」子どもの割合、ひとり親家庭のうち18～19歳世代の大学進学の割合、これらが改善傾向にあった指標でございます。

続きまして、19ページをご覧ください。

一方、悪化傾向の主な指標については、こちらのとおりでございます。「どこかに助けてくれる人がいる」子ども及び若者の割合、子育てをしていて感じる「楽しさ」「大変さ」のうち、「楽しさの方が多い」と感じる子育て世帯の割合、「父親と母親がともに子育ての担い手である」保護者の割合、困ったときや悩みの相談相手がいない人の割合、こちらが悪化傾向にあった指標でございます。

これら各指標の状況に関する評価につきましては、次の20ページをご覧ください。

指標全38項目のうち、改善傾向は13項目でございまして全体の34％、悪化傾向につきましては、20項目で全体の53％という状況でございました。これを踏まえまして、各取

組につきまして、さらなる推進が必要であると考えているところでございます。
　特に悪化傾向の項目が多かったひとり親家庭への支援に関する指標につきましては、母子家庭や寡婦における支援制度の認知度低下、相談相手がいない方の増加が見られておりまして、必要な支援についての周知が行き届いていないことが課題であると捉えているところでございます。
　21ページをご覧ください。
　これらの現状及び課題を踏まえまして、今後の方向性として、子どもの権利保障や、支援の質を向上させる取組、そして子どもに関わる様々な大人が情報共有・連携して、必要な支援につなげる取組を継続してまいります。
　また、ひとり親家庭支援センターにおける相談事業や、母子・婦人相談員による相談対応等を継続するとともに、ひとり親家庭等へ向けた必要な支援情報等の効果的な周知・広報を推進してまいります。
　さらに、「共育て」に関しましては、子育て世帯向けの調査において、子育ての悩みを軽減するために必要なサポートとして、「配偶者（パートナー）の協力」、そして「勤務先の理解」などが挙げられていることを確認してございます。配偶者（パートナー）が子育てに協力できる環境づくりには、勤務先の理解が不可欠でございますので、働きやすい職場環境整備を目指した取組等を通じまして、今後も共育てを推進してまいりたいと考えてございます。
　次に、令和７年度の主な取組状況についてございます。23ページをご覧ください。
　本計画の掲載事業は、資料１－２「個別事業」のとおり、339の事業や取組がございますが、ここでは、基本目標ごとの主なものについてご紹介をさせていただきます。
　初めに、基本目標１「子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実」に関する施策でございます。
　令和７年度は、子どもの居場所づくり支援事業や、医療的ケア児への支援体制推進事業などを実施いたしまして、子ども・若者の権利保障や、障がいや疾病の有無にかかわらず安心して暮らすことができる地域づくりなどに取り組んだところでございます。
　続いて、25ページ、基本目標の２「ライフステージの各段階における環境の充実」に関する施策でございます。
　子どもの誕生前から青年期まで、様々な状況の子ども・若者及び子育て当事者が切れ目なく支援を受けられるよう各取組を展開しており、令和７年度は、妊娠SOS相談事業や、不登校児童生徒のための学びの場整備事業などを実施したところでございます。
　最後に、基本目標の３「子育て当事者への支援の充実」に関する施策でございます。26ページ、27ページをご覧ください。
　令和７年度におきましては、子ども医療費助成や、困難を抱える女性への相談体制強化事業などを実施いたしまして、子育て当事者の経済的、心理的負担軽減を図ったところでございます。
　資料１－１の説明については、以上でございます。

○藤原会長
　ありがとうございました。
　それでは、資料１－１に関して質疑応答をしたいと思います。どこからでも結構ですので、質問、ご意見ありましたらお願いします。
　田中委員お願いします。

○田中委員
　札幌市主任児童委員連絡会の代表幹事の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

基本目標の中で、「ライフステージの各段階における環境の充実」というのが出ておりまして、そこに、教育支援センターはオンラインコースにおけるメタバースを活用した支援を週４回、試行的に実施したと書かれておりますけれども、実際試行的ですから、実験的に実施したと捉えているのと、この事業を導入した一つの理由という背景には、やっぱり登校できない子どもたちに対してどう対応していくかといったときに、オンライン活用というものを手段として取り上げて実施してきたのではないかと思っているのですけれども、実際やってみてどうだったのか、またその課題というのがあるのであれば、お教えいただければなと思っているのですね。よろしいでしょうか。

〇藤原会長
ありがとうございます。今のはスライド番号で言うと、資料25のところの実施状況、真ん中の段のところに関する、実際に試行してどんな課題があったか、あるいはその試行の途上で何か分かったことがあればというご質問かと思います。お願いいたします。

〇事務局（北原教育相談担当課長）
教育相談担当課長の北原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
札幌市の教育支援センターにおけますこのオンライン支援について、状況をご説明させていただきたいと思います。
まず、対面での教育支援センターについては、６区に教育支援センターを配置しておりまして、それに加えサテライトとして設置していない区にも設置をしており、10区全てに対面の教育支援センター、学校外で通うことができる教育支援センターを設置しております。
ただ、この対面の教育支援センターに通うということが難しいお子さんもいらっしゃいますので、オンラインの教育支援センター、メタバースという仮想空間の中でオンライン上の学習などを行う。また、グループ活動ではクイズなども行うという取組を進めてきております。
令和５年度からこのオンライン支援は開始しておりまして、令和６年度からはメタバースの取組を開始し、令和７年度につきましては、資料の記載のとおり、週４日ということで実施いたしました。結果として、令和７年度のオンラインの登録児童生徒数につきましては125名、延べ回数にしますと2,000回以上を超える利用があったところです。
令和８年度につきましては、週５日実施ということで、全ての日に通うことができる環境を整えまして、既に、９月４日時点の数字になりますが、登録児童生徒数は115名と半年待たずに昨年度の登録者数に近い形で進んでいる状況となります。
ですので、今後もこのオンラインの取組については、学びたいときに子どもたちが確実に学べる環境を整えていきたいと思っております。課題としましては、このオンラインでは活動できるお子さんが、教育支援センターや学校など対面の場に向かうというところにはやはりハードルが大きいという状況がございます。ですので、この９月から、学校の方にも周知をしまして、試行実施となりますが、教育支援センターの個別支援『コネクト』というものを始めております。これによって、支援員と１対１の環境の中で対面で学習等を行うという場も新たに整備することができ、今後もより社会的自立の方向に進むことができるよう、環境の充実に努めてまいりたいと考えております。
以上でございます。

〇藤原会長
ありがとうございました。引き続き、田中委員からどうぞ。

○田中委員
　ご回答ありがとうございました。ちょっと補足的にさらに質問させていただきたいと思うのですけれども。この125名が登録したと。これは実数の数ということですか。それとも、延べという数なのかということと、それから学年的にどうなのか。１年生、低学年が多いのか、高学年が多いのか。それとも中学生が多いのかというのをお聞きしたいというのがあります。というのは、結局、今課題が出されましたけれども、登校につながるという、登校ができるように自信を回復してつながっていくということがなかなか課題として難しいという意見が出ている状況の中で、結局、児童福祉法で規定されている18歳未満という子ども期が終わった後、支援が切れてしまうと。そして、そのまま無業という、無職少年という枠組みの中に入っていって、そのまま地域の中に置かれてしまって、我々みたいな民生委員児童委員協議会が、地域の中でそういう世帯を、気になる世帯を見守っていかなければならないという状況に今なっているのですよ。なので、接続というのを、どういうふうに子ども期から次の段階の期へつながっていくというのは、子どもの成長、発達過程の中では重要な課題ですので、その辺を含めてやっぱり検討していくということが必要なのではないかなというところがあるので、その辺のところをもうちょっと補足いただければなと思うのですが、よろしいでしょうか。

○藤原会長
　お願いします。

○事務局（北原教育相談担当課長）
　どうもありがとうございます。
　まず、人数についてですが、令和７年度の登録者数は125名、これは実数でございます。125名の登録者が、合計して2,599回利用したという状況でございます。
　小学生と中学生の利用者数の違いの状況ですが、中学生の方が多いという状況になっています。大体、人数としましては、中学生が３倍程度の利用があるという状況となっております。
　今お話いただきました出口の部分といいますか、学齢期以降の部分ということについては、課題というふうに認識しておりまして、この辺りについては、教育だけではなかなか難しい部分がございますので、子ども未来局、保健福祉局とも連携を図りながら、具体的な連携の在り方について検討を進めているところであります。
　具体的には、若者支援総合センターとの連携ですとか、またはひきこもり支援センターとの連携というところについて、どういった方法で具体的に進められるかというレベルで話をしておりまして、特に教育の側からは、SSWがこの不登校支援にも関わるということがございますが、ここをより進めることで、より専門的な知見のある職員が同行しながら、ひきこもり支援センターや若者支援総合センターとの連携を図っていくことが可能となり、そういったところを丁寧に個別に対応していきたいと考えております。

○藤原会長
　田中委員お願いします。

○田中委員
　最後にお願いというか、しておきたいと思うのですけれども。やっぱりこの課題というと、子ども本人の、もちろん子ども本人のことを考えていかなければならないというのがあると思うのですけれども、その親ですね。保護者に対する支援というのも併せてやっぱり考えていかなければならないのではないかなと思うので、ぜひ、この来れない

メタバースの取組に平行して、家族支援の在り方というものも、悩んでいる家族がいたり、あるいは、中には消極的で本当に支援にあまり参加しないというか、非常に消極的に諦めているような状況になっているような家族の人がいるので、そういう家族支援というところにもシフトしていただきたいなということをお願いしておきたいということと、それから、SSWはスクールソーシャルワーカーのことですけれども、スクールソーシャルワーカーの役割とか、あとスクールカウンセラーもいますけれども、私は非常に重要だと思っているのですけれども、学校に在籍しているか、あるいは、そこに籍があって通っている人しか対象にならないという感じを受けているのですよね。結局、学校を卒業したり、あるいは中退してしまったりやめたりしてしまうと、カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの手が届かないということになってしまうと。この辺が弱いところなのではないかなと思っているので、その辺の接続を含めて、ぜひお願いしておきたいと思います。
　以上でございます。

○藤原会長
　ありがとうございます。最後２点、要望ということで共有したいと思います。
　それでは、ほか質問、ご意見ありましたらお願いします。星委員どうぞ。

○星（林）委員
　星と申します。数字がちょっと違ったような気がしていて、13ページの「子どもが大切にされている社会だと思う人の割合」、大人37.3％と書いていて、14ページが、指標の状況、大人37.8％と書いてあったのですけれども、これは恐らく37.3％の誤りなのかなと思ったので、それをちょっと教えてほしかったのと、全体的に、すごく素人の意見ですけれども、数値が下がっているというか、悪化傾向にあるという点について、どういうふうに、何か理由とか、これが原因とかっていうのがもし想定されているのであれば教えてほしかったです。

○藤原会長
　お願いします。

○事務局（二渡子ども企画課長）
　ありがとうございます。数値につきましては、修正をさせていただきたいと思います。
　また、全体的に数値の悪化傾向というところはございまして、各事業、または施策ごとに異なってくるところではあるとは思うのですけれども、今回特に、我々の反省すべき点といたしましては、十分な周知がされていない、制度があってもなかなかその認知が進んでいないというような今回傾向があったと考えてございます。今回、第５次さっぽろ子ども未来プラン初年度の取組というところでございますけれども、今後、現在札幌市が行っているそれぞれの施策が、きちんと必要な支援が必要な方に届くように、いかに広報、周知していくことが重要と痛感しているところでございます。
　それぞれの事業の数値のよしあしもございますので、そこは事業ごとにはなりますが、全体的な傾向としてはそういう傾向があったと考えてございます。
　以上でございます。

○星（林）委員
　ありがとうございます。

○藤原会長
　今のところは、スライド番号13の37.3と、スライド番号14の大人37.8のところの修正ということでよろしいですか。

○事務局（二渡子ども企画課長）
　はい。

○藤原会長
　上が正しいのかなと思うのですが。

○事務局（二渡子ども企画課長）
　37.3％が正しい数値でございます。失礼いたしました。

○藤原会長
　では、14のスライドの方の大人37.8を37.3に修正するということで、ご指摘ありがとうございました。
　ほか、ご質問、ご意見お願いいたします。加藤委員お願いします。

○加藤委員
　９ページのところで数値の修正があったと思うのですけれども、その質問の仕方として、相談相手と情報収集手段がある割合を多分聞いていると思うのですけれども、これ両方入っていると、下手をすると、スマホを持っている人の割合を調べてしまっている可能性があると思うので、できれば、多分深刻なのは相談相手がいるかどうかの方が、ひとり親世帯のところでも下がっているという話があったと思いますので、別に、次回以降でいいと思うのですけれども、質問項目を作る際に、こういう二重に聞いてしまうような、あまりいいやり方ではないなと思うので、ちょっと考えていただけるといいなと思っています。
　あともう１点、いじめのところなのですけれども、昨年度の会議で馬場委員の方から、恐らく再発防止策がその後ちゃんと実行されているのかという、事後検証みたいなことをするべきではないかという意見が出ていたと思うのですけれども、それについてはどういうふうにお考えなのかということを教えていただきたいなと思います。

○藤原会長
　ありがとうございます。
　まず、では前段の方の相談相手と情報収集を一緒に質問したという辺りについて、ご意見ありましたらお願いします。

○事務局（二渡子ども企画課長）
　ご意見ありがとうございます。
　ご指摘の設問につきまして、改めて精査したいと考えてございます。ありがとうございます。

○藤原会長
　では引き続き、いじめ対策についてお願いします。

○事務局（東児童生徒担当課長）
　教育委員会児童生徒担当課長の東と申します。よろしくお願いいたします。

いじめ対策につきましては、各学校でいじめ防止対策組織が主となって行っており、いじめの解消の目安となる３か月間しっかり対応し、見守っていくとともに、解消後も再発防止に努めております。なお、児童生徒への支援に当たっては、各学校で卒業まで子どもたちをしっかりとサポートしていくことになっております。

また、いじめ重大事態につきましても、先日、本市のガイドラインを策定いたしまして、それに伴いまして、調査結果の公表後も１年間、学校、教育委員会で再発防止の後追いをしっかりしていくところでございます。

以上となります。

○加藤委員

１点お願いなのですけれども、ホームページに重大事態の報告書が出たときに、どれぐらいの期間それを掲示しておくかというところがあって、例えば、私、札幌市の重大事態委員もやらせてもらっているのですけれども、事後検証しようと思ったときに、以前に書いた報告書が残っていないという状態になると、どこに課題があって、今現状それをどう評価したらいいかということが分からないところがあるので、できれば、プライバシーの黒塗りはもうされていると思うので、ある程度の期間を残しておいていただけると、この部分がきちんと運用されていなかったよねという形で、次の報告とか調査に生きてくると思いますので、その辺もやっていただけるとありがたいなと思います。

以上となります。

○藤原会長

では、ご要望ということで承りたいと思います。

ほか、ご質問等ありますでしょうか。河内委員お願いします。

○河内委員

スライドの18と19です。18について、主な成果指標のこの４点について、何が功を奏したのか、なぜ上がったのかというところと、19ページの部分の周知が行き届いていないのが課題だというところの、この４項目のうちの中の二つの項目、「楽しさ」とか「大変さ」「楽しさの方が多い」世帯の割合が低いというのと、「父親と母親がともに子育ての担い手である」という割合が低いというのが、どうも必要な支援についての周知が行き届いていないことが課題とはあまり思えなくて、この辺りってどういうふうに分析をされて、何がどうなのかというところを教えていただきたいなと思います。

○藤原会長

ありがとうございます。では、傾向というところでコメントいただきたいと思います。

○事務局（二渡子ども企画課長）

ありがとうございます。

まず、１点目の改善傾向につきましては、それぞれの施策、何が効果的でこの数字が上がってきたのかといったところまでは、申し訳ありません、私どもでも個別の事業に関しまして分析をできているところではございませんが、それぞれの施策の実施に基づく効果が複合的に合わさりまして、このような改善傾向を示してきたのではないかと考えてございます。ちょっと答えにはなっていないかもしれませんけれども、そこまで我々も、より深く、今後どういったところでまたこういった数値を改善していけばいいのかというところは、分析をしてまいりたいと考えてございます。

また、19ページの悪化傾向のところで、子育てをしていて「楽しさ」「大変さ」、こ

ういったところが周知とは関係ないのではないのかというご指摘かと思いますけれども、こちらは、三つ目の「父親と母親がともに子育ての担い手である」保護者の割合、こちらも、数値としては下がってきているところでございます。
　先ほど私の説明の中でも少し触れましたが、共育てに関して、数値の方が若干悪化している状況が見てとれるところがあると考えてございます。と申しますのは、母親、父親、それぞれがお子さんが過ごす時間についての調査も行っておりますけれども、共育てが進んでいるとはいえ、まだまだお母さんと過ごす時間が長い。あるいは、お子さんが困ったときに誰に相談しますかというアンケートでも、そちらもまず真っ先に自分の母親といったところで、やはり父親、母親と比べたときに、まだまだ母親の方に、その子育ての負担感というのがどうしても生じてしまっているところが見てとれるのかなと感じているところでございます。
　こちらにつきましては、先ほどの説明の中でも申し上げましたとおり、例えば育児休業に関しましても、取りづらい傾向や職場内の雰囲気があったりですとか、あるいは仕事が忙しいというご回答をいただいておりますけれども、そういった社会的な認知がまだまだ不十分なところはあるのかなと考えているところでございまして、共育てに関しまして、より深く認知を進めていきたいと考えているところでございます。
　以上でございます。

○河内委員
　ありがとうございます。前の前の会議でもお話ししたのですけれども、この数字を出すってすごく大切なことだなと思うのですけれども、やっぱり量だけの数字でこうだという結果というよりは、その結果がなぜそういうふうになったのかという、特に何か強みというのを生かしながら分析をしないと、数字が前に出ているだけなので、何かもったいないなという気がして、せっかくの数字なので、特に強み、なぜうまいこといったのかというところの分析をこれから進めてもらえるとうれしいなと思います。

○藤原会長
　ありがとうございました。箭原委員どうぞ。

○箭原委員
　ありがとうございます。札母連の箭原でございます。
　同じような感じになりますけれども、17ページの、ひとり親家庭の悪化傾向が半分になっているのですね。つまり半分は悪化傾向ということで、それの評価のところで、20ページの、ひとり親家庭に対しては、「支援制度の認知度低下、「相談相手がいない」方の増加等が見られ、必要な支援についての周知が行き届いていないことが課題」って、これはもうずっと同じ課題で来ているのですね。つまり支援が届かないのは、じゃ、どうしたらいいのかって、同じアプローチでしても支援は届いていないということが何年も同じ状況になっているので、じゃ、違うアプローチはどうしたらいいのかというところは、皆さんの課題としてあるのかなというところを聞いてみたいなと思いました。

○藤原会長
　お願いいたします。

○事務局（堀井子育て支援課長）
　子育て支援課長の堀井でございます。ご意見いただきましてどうもありがとうござい

ます。
　17ページのところで、悪化傾向の指標が10項目となっているところでございます。具体的には、19ページにありますとおり、母子家庭、父子家庭における困ったときは悩みの相談相手がいない人の割合といったものが悪化しておりますほか、ほかには母子家庭、また寡婦の方における今後の生活に不安のある方の割合ですとか、あるいは資料には載ってございませんけれども、ひとり親家庭の家計の状況がぎりぎりまたは赤字である世帯の割合といったようなことも悪化傾向にあるというところで、補足をさせていただきたいと思っております。
　まず、こちらの悪化の要因については、こういった家計の状況ですとか今後の生活に不安といったことについては、やはり昨今の物価高騰、インフレになかなか実質賃金が追いついていないといったような、経済情勢のまず悪化といったものが一つの大きな要因なのかなと思っているところでございます。
　一方で、箭原委員からご意見のございました、困ったときや悩みの相談相手がいない人の割合といったものも悪化しているということで、行政でも母子・婦人相談員などの相談員を配置しているところ、なかなかそれが身近な相談相手にならないといったところは課題として認識をさせていただいているところでございます。
　ご承知のとおり、札幌市でひとり親家庭のLINEで様々な支援情報を発信しておりまして、約7,500人ほどの登録をいただいているところなのですけれども、それでも思うように支援制度の情報が届かないといったところは、従前から課題として認識をしております。
　そういった中で、こういった結果も出まして、何かすぐにでもできることはないかということで先月より区役所の戸籍住民課の窓口において、離婚届の提出があった方に対して、札幌市でひとり親の方向けの支援制度をまとめた「くらしのガイド」といったものを発行しているのですけれども、そちらを確実に手渡ししていただく調整を区役所の方にお願いをさせていただいたところでございます。ダイレクトにその冊子を渡して、それを見ていただいて、離婚した方に支援制度の情報を届けたいなと思っているところでございました。
　今後も、皆様のご意見いただきながら、効果的な支援制度の周知方法といったものについては引き続き検討してまいりたいと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○藤原会長
　では、新しい情報の発信の仕方が提示されましたので、これも共有したいと思います。ほかはいかがでしょうか。北川委員お願いします。

○北川委員
　まず、基本目標１の24ページのところで、医療的ケア児への支援体制推進事業なのですけれども、やはり私どもの子どもで医療的ケアの子どもが、本当にかなりたくさん医療的ケア、カニューレとか胃ろうとかある子どもが、地域の学校に行けて、何より本人がとっても喜んで行っているという姿を見ると、このような体制整備、看護師さんが配置できるようになったということはまず、札幌市としてもすばらしい非常にいい取組をしていただいたと思っています。
　それから、25ページの不登校のことで質問なのですけれども。前、児童の方の部会でも、かなり不登校の児童が札幌市内にはいるということで、ここでは教育委員会の取組なのですけれども、最近、なかなか学校へ行けなかったら福祉の方の放課後デイサービスに通うというお子さんも増えてきている中で、福祉の方との連携、放課後デイサービスの連携、あと通っている場合に出席になるとかならないとか、そういうことも含めて

少し教えていただきたいと思います。

○藤原会長
　では、後半のご質問の方に対してお願いいたします。

○事務局（北原教育相談担当課長）
　教育相談担当課長の北原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
　不登校児童生徒の放課後等デイサービス事業所の利用につきましては、既に不登校の児童生徒の利用についても加算対象となっているという状況がございますので、ここを踏まえて、保健福祉局とも連携を図りながら、対象となるお子さんが利用しているという状況となります。
　また出席の扱い等につきましては、一定の基準に基づいて判断していくという形になってまいりますが、基本的には学校長が最終的な判断を行うという形になり、基準に基づいて必要な判断を行っていくことになります。
　以上でございます。
○北川委員
　すみません。もう一つ質問なのですけれども、不登校の場合、先ほど田中委員がおっしゃったように、なかなかおうちから、部屋からも出られない子どもさんもいるかと思うのですけれども、学校の方で、例えば、１週間に１回とか、２週間に１回とか、その子と何らかのコンタクトを取るというそういう取り決めとかはあるのでしょうか。

○事務局（北原教育相談担当課長）
　期間については何か定めているというものはございませんが、担任や相談支援パートナーという有償ボランティアが対応しています。学校の職員と相談支援パートナーが連携を図りながら、ご家庭への訪問等を行っているという形で、その頻度というのは様々ですが、週１回から、お子さんの状況によっては月１回程度ということもございますが、お子さんの状況に合わせて訪問等を行っております。

○北川委員
　ありがとうございます。先ほど田中委員も言ったように、15歳過ぎると地域の中で見えなくなってしまったりして、後から聞いてもなかなか家庭訪問とかできる状況ではなくなってしまったりするので、ぜひ、いろいろな形でいろいろな関係者がつながって親子を支えるということが、この不登校の子どもには大事だと思います。以上です。

○藤原会長
　ありがとうございます。
　それでは、まだご質問、ご意見あろうかと思いますが、一旦ちょっと進行の都合で次に進めさせていただきます。もし時間がありましたらまた最後に、今のところの質疑応答も再開したいと思います。それでは、資料の１－３についてお願いいたします。

○事務局（二渡子ども企画課長）
　引き続きまして、第５次さっぽろ子ども未来プラン第７章で定めております、「札幌市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況について、ご説明をさせていただきます。
　資料１－３の３ページをご覧ください。市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、５か年を１期とする「子ども・子育て支援事業計画」を定め、施策を計画的に提供することとされております。こちらでは、本計画の「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の需給状況についてご報告をいたします。

４ページをご覧ください。ここでいっております「量の見込み」とありますが、この「量の見込み」とは、特定の保育サービスがどれだけ必要とされているかに関する見込みのことをいいます。

５ページをご覧ください。続いて、ここでいう「提供体制（供給量）」といいますのは、特定の保育サービスが施設・事業者により提供される見込みの量のことを指してございます。

それを踏まえまして、６ページ、２、教育・保育の需給状況をご覧ください。初めに、保育分野における需給状況についてお示しをしてございます。２号、３号のニーズ量、供給量とも、実績値が計画値を下回っておりますが、ニーズを上回る供給量を確保している状況でございます。今後の保育ニーズを踏まえ、既存施設の活用等により、引き続き必要な供給量の確保に努めてまいります。

続いて、７ページ、（２）教育における需給状況についてございます。１号認定のニーズ量の実績が計画値を大きく上回った状況でございます。これは、幼稚園等での預かり保育を利用することにより、保育ニーズを代替していることが要因と考えられます。

また、供給量は、１号の実績値は計画値を下回っているものの、２号の実績は増加いたしました。これは既存幼稚園が認定こども園に移行していることにより２号の枠が拡大したことに加えまして、各施設において利用実態に合わせた１号の定員減を行ったことによるものと考えてございます。１号、２号とも、ニーズを上回る供給量は確保できている状況でございます。

こちらに関する評価につきましては、８ページをご覧ください。教育・保育部分の評価につきまして、需給計画は、一部施設における利用定員の引き下げの影響はございましたが、認定こども園への移行などによる供給量確保に努めたことによりまして、教育・保育ともにニーズを上回る供給量を確保できているところでございます。

なお、全体として供給が需要を上回る状況につきましては、各施設の状況や地域ごとのニーズについて注視しながら、需給バランスを管理してまいります。

これを踏まえまして、計画の中間見直しについては行わないこととさせていただきたいと思います。引き続き、多様化するニーズ等を丁寧に把握するとともに、施設側の意向や実態にも寄り添いながら、安定した教育・保育体制の維持に努めてまいります。

次に、９ページ、「地域子ども・子育て支援事業」の需給状況についてでございます。子ども・子育て支援法に基づく各事業につきまして、先ほどの「教育・保育」同様、ニーズ量と供給量を定めることとされておりまして、９ページから23ページまで、計15の事業につきまして、計画値と実績値を表にまとめております。

各ページの表のうち、太枠で囲っている実績値の部分をご覧ください。こちらには、供給量の実績から、ニーズ量の実績を差し引いた数値を記載してございます。この数値がプラスであれば、サービスの提供実績が需要を上回っており、希望するサービスが滞りなく提供されていると判断することができます。

９ページから23ページまでの表のとおり、令和７年度につきましては、全ての事業においてニーズ量を上回る供給量が確保できている状況でございます。なお、各ページの下部には、各事業の進捗状況について補足を記載してございますので、参考にご覧ください。

続きまして、需給計画を定めていない二つの事業につきまして、24ページ、25ページをご覧ください。

まず、24ページ、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」についてでございますが、こちらの事業では、低所得者世帯等の副食材料費と、生活保護世帯等の文房具等の購入、遠足等の行事参加費等に関しまして、保護者が支払うべき実費徴収額に係る費用の一部を補助しているものでございます。

次に、25ページをご覧ください。「多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業」についてでございますが、令和７年度は、新たに認可施設に参入した３施設に対して相談・助言などの支援を行っているところでございます。

最後、26ページをご覧ください。地域子ども・子育て支援事業の評価につきまして、それぞれの事業でニーズ量の実績を上回る供給量を確保することができました。したがいまして、計画の中間見直しは行わないこととしたいと考えてございます。

一方で、一部の事業におきまして、ニーズ量実績が計画値を下回っており、ニーズが潜在化していると見られているものがございます。利用促進等の取組が必要な事業もあると認識しているところでございます。

引き続き、必要な供給量を確保しながら各事業を実施するとともに、積極的な情報発信を行うなど、子育て世帯の負担や不安が軽減できる取組に努めてまいりたいと考えてございます。

資料１－３については以上でございます。

○藤原会長

ありがとうございました。それでは、資料１－３について、ご質問、ご意見ありましたら、どこからでも結構ですのでお願いいたします。星委員どうぞ。

○星（林）委員

14ページと15ページのところなのですけれども、前回の会議でもちょっと私発言させていただいたところにつながるのですが、使えないから低いという可能性があるのではないかというところをご指摘させていただきたくて、一時預かりは、電話をかけても、キャンセル待ち何番ですみたいな感じで実際利用できないとか、あとは病児保育に関しては、子どもが急に熱を出したけれども、結局その予約が取れなかったとか、場所が遠いからという理由で使えなかったという人たちのデータが入っていないから、これが満たされているというふうに見えているのではないかと私は思うのですけれども、体感的には満たされているとは正直思っていなくて、なので、予約が取れずに諦めた人とか場所が遠くて使えなかったという、その実際の予約の充足率ですとか、使いたいけど使えなかったという人たちのデータをもうちょっと体感で、実態に近いデータとして把握する予定はあるのかというのをお伺いしたいです。

○事務局（浅田施設運営課長）

施設運営課長の浅田です。よろしくお願いいたします。

まず、一時預かり事業につきましては、委員おっしゃいますように、各個別園において実際預けたくても預けられないということ自体は一定程度あるように聞いております。

この計画値と実績値の話につきましては、あくまでも全体の総量ということでやっておりますので、ちょっと個別、そういった事態があるということは一定程度ありますので、その辺をどの程度把握して計画に結びつけていくかという部分は、今後の検討課題として考えていきたいと思っております。

２点目の病児保育につきましては、こちらは、施設数的には現在６か所で、定員数は32名ということで、１日当たり、各施設４名ないしは６名まで受け入れできるのですが、実際、平均で見ますと１名程度入っているような状況でございます。

しかしながら、感染症の流行期であるとか、インフルエンザとかそういった時期において、一時的に特定の施設におきまして、預けたくても預けられない、こういったことはもちろんあるのは実態でございます。

それでニーズにつきまして、今後、施設をどういうふうにやっていくかという部分

で、実態調査的なものをやっていきたいとは考えておりますので、その辺を踏まえて、今後の制度設計に生かしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○藤原会長
　星委員いかがでしょうか。

○星（林）委員
　ありがとうございます。何か見え方が、すごく充実していますというふうに見えてしまうのがちょっと嫌だなというところがあったので意見をさせていただいたのと、あと本当に実際に使うとしたときに、事前に予約をしなければいけなくてとか、事前にすごく細かい登録をしなければいけなくて、それを毎年度更新しなければいけなくてとか、すごくハードルが高いものがたくさんあって、それで脱落している人もたくさんいると思うので、そういったところももう一度、実際使うとしたらどうなのかという視点で考えてもらったらすごくうれしいなと思います。ありがとうございます。

○藤原会長
　星委員から意見もいただきましたので、よろしくお願いいたします。
　ほかはいかがでしょうか。丸谷委員お願いします。

○丸谷委員
　札幌市私立幼稚園連合会の丸谷と申します。
　４ページ等に書かれております、言葉尻のことで申し訳ないですけれども、「保育サービス」という言葉が書かれております。私は、保育はサービスと思っていなく、保育という言葉は、養護と教育が一体的に行う営みというふうにこれは位置づけられている言葉ですので、このような場で「保育サービス」という言葉を遣うことによって誤解を招いては困るなと思いましたので、私からのこれは意見としてお願いいたします。

○藤原会長
　これに関しては、今の段階で何かコメントは市からありますでしょうか。文科省が使っている、厚労省も使っているというところですかね。

○事務局（町田保育推進課長）
　保育推進課長の町田と申します。丸谷先生、ご意見ありがとうございます。
　「保育サービス」という言葉は確かに国の方でも遣っている言葉ということで、計画上こういう形で掲載させていただいておりますが、その保育というものについて、サービスであるという部分については、確かに一定程度誤解を招く部分もあるかと思いますので、今後、この言葉の遣い方について、内部でしっかり検討して、計画等で使う際には、その辺、十分留意して遣っていきたいなと思っております。以上でございます。

○藤原会長
　丸谷委員よろしいですか。それでは、ほかの箇所でお願いいたします。
　金委員どうぞ。

○金委員
　委員の金です。
　先ほど星委員のお話の補足というか、ちょっと私も追加したいものがあるのですけれども、一時預かりというもののカテゴリーですか、例えば急な用務ができたときの一時

預かりとか、あるいは記述の一時預かりとかっていうことは、これは必ずニーズが１点一致するものであって、最近も増えているということは状況が分かるのですが、夜間の一時預かりということに関しては、私のインタビュー調査でいうと下がっている傾向なのですね。その理由としては、今の国の働き改革ということがあって、仕事の柔軟さがということがあったということで、夜の一時預かりということは減っているというような事実があるということになるので、そういった一時預かりということを全体的に考えることもちろんなのですけれども、その中でのカテゴリーを区別しながら対応するというような施策的な取組というものは重要なところかなと思っています。意見としてお願いします。

○藤原会長
　ありがとうございました。これに関しては、何か今ありますでしょうか。

○事務局（浅田施設運営課長）
　施設運営課長の浅田です。ご意見ありがとうございます。
　その区分の日中の一時預かりと夜間の一時預かりということで、その辺の区分を明確にして、ニーズ等を把握するというご意見いただきましたので、参考とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○藤原会長
　よろしいですか。ほかはいかがでしょうか。それでは、今の時点で、とりあえずないようでしたら、次に進めさせていただきたいと思います。はい、どうぞ。

○馬場委員
　前の方に戻っていいですか。

○藤原会長
　１－１ということですか。お願いします。

○馬場委員
馬場でございます。
　資料１－１のスライドの24ですかね。基本目標１、いじめ対策事業というのがあります。それから資料１－２ですね。１－２のスライドの36、37に、先ほどの基本目標の具体的な内容が書かれてあります。いじめ対策事業について、札幌市の方で、いろいろな観点から事業を実施されているのがよく分かります。
　それで、先ほど加藤委員の方からもお話ありましたけれども、自死の案件に係る重大事態の調査報告書の中で、再発防止策が幾つも提言されております。一つは研修ということをかなり強調されていて、その研修に関しては、１－２のスライドの36とか37で、研修の充実をしなさいということで、かなり詳しく書かれてあります。
　スライドの37の175のところで、教職員への啓発・資質の向上ということで、研修のことがかなり細かく書かれてあります。ここはなかなか数値化が難しいと思うのですけれども、どのくらいの研修をされているのか。その研修に参加されている教職員の方がどれだけ多くおられるのか。その辺は、実際にされているのであれば、数値が具体化されるのでないのかなと思ってこの資料を見させていただきました。
　その辺、研修が、実効化がどんなふうにされているのかということを、今後ぜひ、数値化なり、数値化に限らないと思いますけれども、そういうことを検討していただきたいのが一つでございます。

それから２点目に、いじめ防止対策推進法は、社会全体でいじめの防止を考えましょうということでつくられた法律です。社会全体の中に一つとして、学校、保護者も考えなさいということが法律の中に書かれてあります。具体的に言うと、学校のいじめ防止基本方針をつくりなさいとなっています。これは札幌市の方も、基本方針の中でこんなようなことをきちんと書いてくださいよということを定めています。

私、そういう観点からすると、今やっていないと思いますけれども、保護者の方に「学校のいじめ防止基本方針を知っていますか」というアンケートを一度取ってみる。それから、「学校のいじめ対策組織を知っていますか」とかですね。こんなアンケートを取ってみたらどうかなと。

なぜそういうことを聞くかというと、先ほどの法律の趣旨もありますけれども、ここの177を見ると、いろいろな形で広報を学校の方ではされています。要するに保護者の方にもいろいろな情報が行き渡っているはずです。ということになると、今のよう質問をきちんとして、これは数値化できると思いますけれども、どんどん啓発をしていく必要があるのではないかなと思います。要は、保護者の方に知ってもらわないと、なかなかいじめに関する対策が徹底できないのではないかなと思っておりました。その辺、中途半端な質問になっていますけれども、市の方では、その辺、今どんなふうにお考えになっているのか。

３点目ですけれども、学校のいじめ対策組織について、市の基本方針では、月に１回開催しなさいとか、それから外部の有識者を入れなさいとか、きちんと細かく書いていますよね。市の方では、札幌市の小中学校の基本方針の中で、その辺がきちんと書かれているのかどうかの調査をしているのか。調査をしているとすればですよ、実際にそういう運用がされているのかどうか。これを市の方で、学校のいじめ対策組織が開催されるよというようなことが分かっておられるのであれば、そのときに、教育委員会の指導主事の方が、そのいじめ対策組織に参加して、どんなふうに運用されているのか、その辺を検証されているのか。その辺が今現場としてどんなふうに動いておられるのか、その辺を教えていただければなと。大きく言うと３点ですけれども、その辺よろしくお願いいたします。

○藤原会長

ありがとうございます。では、３点についてお願いいたします。

○事務局（東児童生徒担当課長）

教育委員会児童生徒担当課、東でございます。

１点目の研修につきましては、まず各校内で、年度初めや各学期末などに、また、校内いじめ防止対策組織の会議などにおいて取り組んでいるところでございます。

また、教育委員会としましても、管理職向けの研修、あるいは経年研修等で取り組んでいるところでございます。

さらに、年２回開催している生徒指導研究協議会において、管理職や生徒指導担当の教職員に参加していただき、いじめに関する研修を行っております。

２点目の学校いじめ基本防止方針につきましては、保護者の方への周知に向けて、例えば入学に向けた学校説明会の折に説明したりですとか、また、年度当初のPTAの総会等で、各学校で説明をしております。

保護者へのアンケートにつきましては、今のところ市全体としては取り組んでおりませんが、きちんと学校の取組が保護者の方に伝わるようなことは、今後も検討してまいります。

３点目、学校のいじめ防止対策組織につきまして、月１回、各学校で行っているというところでございますが、そちらについてもスクールカウンセラー、あるいはスクール

ソーシャルワーカーが入るなどしながら、多くの方、様々な目で対応に当たっております。
なお、基本方針の確認については、年度初めに、管理職と指導主事の方で確認しております。
運用についても、各学校から年度初めに計画をいただき、それが行われているかという確認もしております。
さらに、指導主事が参加することもあり、折に触れて、指導や助言をしております。
また、何かありましたらすぐに学校から相談をいただくような体制を整えておりますのでご承知おきください。
以上でございます。

○藤原会長
馬場委員よろしいでしょうか。

○馬場委員
ありがとうございました。１点目の研修のお話があったのですけれども、今、札幌市内の小中は100を超えますよね。その100を超える小中学校の管理職の方、そのうち何割ぐらいそういう研修を受けられているの。そこがちょっとよく分からない。

○事務局（東児童生徒担当課長）
まず、学校数につきましては、小学校197校、中学校97校あり、その他の高等学校や特別支援学校、幼稚園等を含めますと全部で311校園ございます。管理職向けの研修の他、生徒指導研究協議会を実施しているということで、対象となる全ての方に伝わっているという捉えをしているところでございます。

○藤原会長
多分、馬場委員としては、何回研修をやっているかとか、その機会がどれだけあるかということも大事なのですが、一人の教員と、それは幼稚園でも小学校でも、一人の教員が勤務する間に、どれぐらいの頻度でこういう研修に参加する機会と、あと確実に参加しているみたいなところは、何か数字的には多分把握できるような気がするのですが、今はそういうデータはないと思いますけれども、機会保障していますということと、多分、実際にすべからく教員という名のつく人たちが必ずこれに出ているというのはちょっとまた違うかなと思いますので、今後、本当にそれが実効性があるものかどうかというところも検証していただければというところかなと思っています。
よろしいでしょうか。

○事務局（東児童生徒担当課長）
承知いたしました。

３．報　　告

○藤原会長
それでは、今日は一応11時半までという設定になっていますので、一旦、報告の方に参りたいと思います。
その前に、ここまでのご意見ありがとうございました。令和７年度の実施状況報告書は、この形式で決定し、事務局には、今の様々な意見を反映させていただいた上で、報告書をホームページに公表していただきますようにお願いいたします。
それでは、各部会の決議状況についてに移ります。

条例第90条第６項の規定に基づき、各部会で決議を行うこととした審議事項について、事務局から報告をお願いします。

○事務局（二渡子ども企画課長）
それでは、札幌市子ども・子育て会議の各部会の決議状況につきまして、前回、昨年９月に開催いたしました、こちらの会議で報告した以降の開催状況につきましてご報告をさせていただきます。資料の２をご覧ください。
まず２ページ、認可・確認部会の決議状況でございます。開催日につきましては、令和７年度は第３回から第５回、令和８年度は第１回、第２回と計５回の部会を開催しており、うち３回は書面開催としてございます。
各回の議題及び決議状況についてご説明いたします。
令和７年度第３回は、利用定員の設定について、認定こども園の移行計画及び認可・認定について、保育所等の認可について、乳児等通園支援事業の認可について、ご意見をいただいた上で、利用定員の設定や認可を決定いたしました。
３ページをご覧ください。令和７年度第４回につきましては、利用定員の設定について、認定こども園の整備計画及び認可・認定について、認定こども園の整備計画について、こちらにつきましてご意見をいただいた上で、利用定員の設定や認可を決定いたしました。
令和７年度第５回につきましては、乳児等通園支援事業の認可・確認について、利用定員の設定について、事業所内保育事業の整備計画及び認可について、こちらにつきましてご意見をいただいた上で、利用定員の設定や認可を決定いたしました。
続いて４ページをご覧ください。令和８年度第１回につきましては、幼保連携型認定こども園整備の個別審査基準の改定について、幼稚園型認定こども園の設置者変更に伴う認定について、こちらについてご意見をいただいた上で、１については一部継続協議、２については１件の認定を決定いたしました。
令和８年度第２回につきましては、幼保連携型認定こども園整備の個別審査基準の改定について、こちらについてご意見をいただいた上で、事務局案のとおり承認をいただきました。
続きまして６ページ、放課後児童健全育成事業部会の決議状況でございます。
令和７年度第１回の部会を令和８年１月27日に開催し、放課後児童健全育成事業について、児童会館等の整備状況について、長期休業期間中の昼食提供事業について、令和６年度以降の取組について、以上について報告をいたしました。
続きまして８ページ、児童福祉部会の決議状況でございます。開催日につきましては、令和７年度は第２回、第３回、令和８年度は第１回と計３回の部会を開催してございます。
各回の議題及び決議状況についてご説明いたします。
令和７年度第２回は、第２次札幌市子どもの貧困対策計画の令和６年度実施状況につきまして、第４次札幌市ひとり親家庭等自立促進計画の令和６年度実施状況について、里親の認定について、以上について審議をいたしました。
続いて９ページをご覧ください。令和７年度第３回の部会では、令和７年度札幌市児童虐待防止対策推進本部会議の開催について、助産施設の認可等について、児童養護施設の施設整備計画について、次期札幌市児童相談体制強化プランの検討について、里親の認定について、以上につきまして審議をいたしました。
令和８年度第１回の部会では、札幌市東部児童相談所の開設による効果・課題検証の報告、里親の認定について、以上につきまして審議をいたしました。
続きまして11ページ、処遇部会の決議状況でございます。開催日につきましては、令和７年度は第２回、令和８年度は第１回、計２回の部会を開催してございます。

各回の議題及び決議状況についてご説明いたします。
令和７年度第２回は、被措置児童等虐待に関すること、被措置児童等虐待通報義務等の対象拡大に伴う処遇部会への報告対象の拡大について、報告をいたしました。
令和８年度第１回の部会では、被措置児童等虐待に関することについて報告をいたしました。
最後に13ページ、いじめ問題再調査部会の決議状況でございます。開催日につきましては、令和７年度は第４回から第11回、令和８年度は第１回から第３回、計11回の部会を開催してございます。
こちらの部会では、個別事案における再調査の必要性の検討について審議をいたしました。
各部会の決議状況については、以上でございます。

○藤原会長
ありがとうございます。では、ただいまの決議状況について、ご質問等ありましたらお願いいたします。特によろしいでしょうか。ありがとうございました。
それでは、ちょっと後半駆け足になって申し訳なかったのですが、全体を通してご質問等あればお願いいたします。お願いいたします。吉川委員ですね。

○吉川委員
今日はありがとうございます。公募委員の吉川でございます。
今回のこのアンケート結果の分母のことについてちょっとご説明をいただきたいと思いまして。市民のより幅広い意見を集約するためのアンケート調査で、一体、より多くのデータを集めるために、現在取り組まれていること、課題等々ございましたら教えていただきたいのと、あと、私ども児童デイサービスを運営させていただいて、職能団体もございます。そういったところにアンケートの調査をお願いするとか、そういった実際に子ども・子育て支援をやっている関係団体に、より一層のアンケートの依頼意向というのが市としてあるのか、そういったところをお聞かせいただけたらありがたいです。

○藤原会長
お願いします。どうぞ。

○事務局（二渡子ども企画課長）
ありがとうございます。アンケートの実施につきまして、なるべく多くの方のご意見をということでご意見かと思いますけれども、こちらのアンケートにつきましては、一昨年度までは市民の無作為抽出という形で、件数をある程度抽出いたしまして、そちらの方に郵送でアンケート用紙をお送りして回答いただくという形を取っていたところでございます。過去の子ども・子育て会議でも、その件数が果たして適正な数を確保できているのかというようなご意見をいただいたところでございまして、昨年度から、この調査方法を一部変えてございます。大きなところで申し上げますと、これまで郵送で無作為抽出で行っていたものを、完全にオープンな形で、Web上で回答できるような形でアンケートを実施してございます。
こちらにつきましては、昨年、札幌市の公式LINEですとか、それから子ども未来局でもXですとか、子育てサイト、ホームページ等でも周知をしたところでございまして、あわせて、例えば児童クラブに通っていらっしゃるお子さんをお持ちのご家庭の方にアンケートのご協力をお願いしたりですとか、広くアンケート協力をお願いをしたところ、昨年度の子育て世帯へのアンケート調査に関しましては、10,829件ということで１

万件を超えるご回答をいただいたところでございます。こちらにつきまして、郵送で実施していたときよりもはるかに多い母数が確保できたのではないかなと考えているところでございます。

またあわせて、子ども向けのアンケートも実施していたところでございますけれども、こちらも教育委員会等にもご協力をいただいて、広くお子さんに回答を募ったところ、約２万件弱の回答をいただいたところでございまして、今年度以降もまたアンケート調査については実施してまいりますけれども、引き続き、必要な母数を確保できるよう検討して、皆さんの声を広く拾い上げられるよう努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○吉川委員
ありがとうございました。
○藤原会長
ありがとうございました。それでは、11時半を過ぎておりますので、ほかにもご意見とかあるかもしれませんけれども、ひとまず、本日の議事としてはこれで終了させていただきたいと思います。マイクは事務局にお戻しします。

○事務局（二渡子ども企画課長）
藤原会長ありがとうございます。

４．閉　　会

○事務局（二渡子ども企画課長）
それでは、本日の子ども・子育て会議でございますが、以上をもって終了させていただきます。

会議の議事等につきまして、改めてご意見、またご質問等ございましたら、遠慮なく事務局へご連絡いただければと思います。

本日は誠にありがとうございました。